

不妊治療への 助成の対象範囲が 変わります。

平成26年
4/1～
一部施行
平成28年4月より完全施行

- 平成26年4月1日以降、新たに助成制度を利用される方のうち、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合、年間助成回数と通算助成期間の限度は廃止され、通算助成回数は6回までとなります。
- 平成28年4月1日から、次のとおり対象範囲、助成回数が変わります。
 - 妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外となります。
 - 初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合、通算3回までとなります。
 - 年間助成回数と通算助成期間について見直します。
(平成28年3月31日までは、40歳以上の方も従来どおり助成が受けられます。)

※年齢はいずれも、治療開始時における年齢で判断します。

| | 対象年齢 | 年間助成回数 | 通算助成回数 | 通算助成期間 |
|------|-------|-----------------|------------------------------|--------|
| 現行制度 | 限度なし | 年間2回 (初年度3回) | 通算10回 | 通算5年 |
| 新制度 | 43歳未満 | 限度なし | 初回40歳未満 通算6回 初回43歳未満 通算3回 | 限度なし |

不妊に悩む方への特定治療支援事業とは？

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する制度です。

対象者

体外受精・顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された、法律上婚姻をしている夫婦

助成限度額

1回15万円（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円）

所得制限

730万円（夫婦合算の所得額）

助成を希望される方は、お住まいの都道府県（政令指定都市又は中核市の場合は市）までご相談ください。

通算助成回数早見表

初めて助成を受けるのが

平成25年度以前

平成26又は27年度

平成28年度以降

平成25年度までに
助成を受けた通算期間が^(※1)

初めて助成を受ける際の
治療開始時の年齢が

初めて助成を受ける際の
治療開始時の年齢が

1年
又は2年

3年

4年

5年

40歳未満

40歳以上

40歳
未満

40歳
以上
43歳
未満

43歳
以上

平成26・27年度に
受けられる助成回数
各年2回まで(計4回まで)

助成を受けず
又はいずれか1年のみ
助成を受ける

平成26・27年度いずれも
年2回、通算10回まで

助成を受けず
平成26・27年度いずれか
年2回、通算10回まで

なし

平成26・27年度は
1年目3回まで、
2年目2回まで

43歳になるまでに通算6回まで

43歳になるまでに通算3回まで^(※2)

43歳になるまでに通算6回まで

43歳になるまでに通算3回まで

なし

初めて助成を受けた際の治療開始時の年齢が、
①40歳未満 → 43歳になるまでに通算6回まで^(※2)
②40歳以上43歳未満 → 43歳になるまでに通算3回まで^(※2)
③43歳以上 → なし

初めて助成を受けた際の治療開始時の年齢が、
①40歳未満 → 43歳になるまでに
通算6回まで^(※2)
②40歳以上 → なし

※1 助成を受けなかった年度は通算期間に含みません。
※2 平成27年度までに助成を受けた回数も通算されます。

平成26・27年度に受けられる助成回数

平成28年度以降に受けられる助成回数